

一九七二年十月

# 国士館民主化闘争

●第二集

国士館民主化闘争共闘会議

## 目次

1 民主化闘争委員会の決意と報告

一、学内民主化闘争の歩み

二、私学の特色として許されるのか

三、柴田館長とはこんな教育者

四、国士館大学の実情リポート

五、国士館教育に対する声を聞いてください

六、国士館とはこんな大学

七、民主化闘争集団の決意表明

2 座談会

△国士館生は訴える▽

3 国士館民主化闘争共闘会議の活動

4 桑田・今川裁判勝利の報告

一、読売新聞（一九七二年八月二四日付朝刊）

二、判決文抜粋 「真の解雇理由は何か」

あとがき

1 1 5 5 11 14 18 20 55 56 56 58

## 1 民主化闘争委員会の決意と報告

### 一、第二次

#### 学内民主化闘争のあゆみ（概況）

##### 待望の共闘会議結成！！

現在の国士館大学民主化闘争は、一九六九年（昭和四四年）の夏から秋にかけて組織化された自治会結成準備委員会に始まり、以後、今日まで左記の経過をたどり、現段階では自治会設立連絡会議によって、学内における全ての闘争が指導されている。

今年の四月には学外の国士館大学民主化闘争に理解と熱情を寄せる広範な人々との共闘が勝ちとられ、国士館民主化共闘

闘会議の結成が実現され、現在、学内外で積極的の活動がすすめられている。

##### 一 勝利を目指して組織化された民主化集団

昭和四四年一〇月

自治会結成準備委員会、結成

昭和四四年二月

文学部民主化闘争委員会、結成

昭和四五年一月

全学民主化協議会、結成（自治会結成準備委員会と文学部民主化闘争委員会の合体）

昭和四五年八月

民主化闘争評議会、結成

昭和四六年二月

自治会設立連絡会議、結成（全学民主化協議会と民主化闘争評議会の共闘、現在、合体）

昭和四六年四月

国士館民主化闘争共闘会議、成立

##### 二 民主化闘争は如何に問われているか

要塞化する学園のなかで

昭和四四年から四六年に及ぶ私連の活動は、かつて何回となく叫ばれた、民主化や自治獲得の為の運動が挫折し、壊滅させられていった事実を認識し、その原因は何であったのかを究明した。現在も国士館大学という前例をみない特殊な民主化闘争の戦術が練られその一部は既に実践され聞われている。

学内で民主化を要求する発言や印刷物の配布等の基本権利を否定された異常環境は、学内の人間でなくして理解できないと思われる。ここに国士館民主化闘争の困難性がある。その徹底した管理体制（検閲、検閲）と隔離環境（国士館を知る人は治外法権地域といふ）は多くの学友を犠牲性と安眠の学生生活へと追いやっていくのである。時には向学心すらも鋭撃しようとする大学当局の強制的暴挙に、許すまじ！！

人権蹂躪・憲法否認・軍国主義・侵略主義教育、を共有理念として、私たちが起ちあがることは僅く当然であり、むしろ遅かったくらいである。だが全体主義体制の体質は種々の保をもつ一切の機会を封じ、柴田アランズム体制は完璧に近い状態であった。このような学内において、民主化結果を呼びかけることは至難のわざであり、加えて民主化放棄の線理的勞働とチンピラ右翼集団の温床であること、あるいは傀儡学生の横行は私連を一層消耗させた。従って、私連は、オルグ活動もその範囲をせまめると共に闘争の長期論を容認し、あわせて、表面化することを権力者から忌避した。その間に私連は大学当局の欺瞞と野望を暴露し、来たるべき決戦の理論を具備する他、構成員の質的向上を計ることに専念している。現時点においては、完全なる地下集団の定着こそ、現状認識と大学当局の強力で卑劣な体質を踏まえた最良の闘争形態であると確信している。

私連は学内闘争を当面、一般学生への啓蒙に努めることと、文化系各クラス、サークル、研究会に構成員を積極的の進出させ、浸透してゆくことをめざそうとしている。それは近い将来、文化系各クラス連合（自治会組織の前段階）を組織させることにある。また私連の戦術的部分は、大学当局と権者分子による、戦術的挑発と挑発（不当解任、テロ、リンチ等）に屈

服することなく、むしろ暴着暴力集団の切り崩しと、狂信的  
準備を突破、粉砕してゆかねばならず、昼夜を問わず戦闘  
を繰り返してゆく覚悟なまでの決意を固めて居る。  
更に今後の課題としては、学内に散在する新左翼各派の諸  
君、民衆の諸君との協働を重ねる方針である。全ての先進的  
民主的学友諸君との連帯を深め、期日体制の崩壊、民主化勝利  
の旗の下に結束し、闘争の進路も期日こそが急務とされてい  
る。

## 二、私学の特徴として許されるのか

### 強制される驚異の行軍

一月一日 新年行事  
船長と共に新年が祝われる。地方博覧の者は祝意を船長へ

には交通費と称されるものが、学生監から渡されたり、公  
欠、許される出席あつたの休日が後日与えられる。又、  
一部学生には前述の諸法集に集金に参加した者同様、交通  
費以上の金額が手渡される。(この場合は学生監からより  
も組織加入の学生から手渡されることが多いといわれる。)

### 〈参考〉 去る五月三日の国民会議の憲法草案の要約は次の ことと内容のものである。

- 一 天皇は日本国の中心であり、日本国を代表する。
- 二 日本国民は日本国に忠誠の義務を負う。
- 三 日本国は自主防衛力を強化し、世界平和のため、国際協  
力の義務を負う。
- 四 日本国民は互いに親睦を確立し、祖先を尊び、子女、孫  
々の繁栄を図る。
- 五 日本国民は神恩感謝の精神に基き、他人の権利を尊重し、  
公共の福祉増進と社会秩序の維持に貢献する。(以下省略)
- 六 自主憲法制定国民会議は決議した憲法草案は柴田徳次郎氏  
の主張に近いものであることが明確にされている。

五月五日 子供の日 平常通り授業が行なわれる。  
五月二十七日 海軍記念日(開学記念日) 日露戦争で、日本

への年賀状によって示すことが望ましいとされる。

一月二日 成人の日 学内において、大々制が成人式を奉  
行する。該制以外には平常と変わりぬ講義が行なわれてい  
る。

二月一日 紀元節(建国記念の日) 神武天皇御即位記念  
日として、金教職員、全学生が出席する。当日は、関係分  
列行進、観閲と言われ、軍隊色の濃い式がプロシヤも組  
まれる。

三月二日 陸軍記念日 日露戦争で、日本陸軍が満洲で、ロ  
ッア陸軍に大勝利をおさつたことを記念として祝われる。当  
日は、帝國隊の旗を、国家旗として掲げ、当然として、戦  
争を褒美するかの如き演説、祝辞がある。

四月二日 清国神社祭 この日、以前は清国通りをプロシ  
ヤを先頭でデモ行進が行なわれた。現在「清国神社  
法案」を成立せよとすることもあり、学生を強制的に  
「清国神社国家維持真面目協議会」主催の集金に参加さ  
せている。

五月三日 憲法記念日 昭和四年より開かれた「自主憲法  
制定国民会議」の主催、集金に学生を強制参加させて。現  
憲法はマッカーサー憲法として、国士節でこの日、否定  
する演説がある。毎年、国民会議(前出)に参加した学生

海軍がロシア、バルチク艦隊を撃沈した記念日として式  
典が挙行される。(自民党代議士、財界人の講義があるこ  
ともある。)

二月三日 明治節(明治天皇祭) 天皇節と同様の式典が  
行なわれる。

一月四日 創立記念日 会堂をあげて式典が挙行される。  
(以下省略)

国士節大学では、このように他大学や、一般人の感覚では  
理解しがたい奇異な学校行事が公然と実施されている。学生  
は理由の如何を問はず行事参加を強要され、欠席者に対して  
は、反省文、始末書の提出が義務づけられている。(以前は  
停学、退学処分を原則としていた。)学生は何等これ等の  
行事主旨に同調している訳ではなく、拒否すると大学の規定  
する東洋倫理という教科の必修単位を修得できないからに他  
ならない。

国士節大学の年間を通じて実施される連二日の船長訓誡  
団体訓練、及びこれ等諸行事の共通するところを簡約すれば、  
真理探究とか中立性は放棄され、一定の政治的、思想的感情  
が存在しているといえる。(詳細は柴田氏の著書「革命は如何  
にして起るか」、『日本はこうすれば立直る』の二者を説  
いていただきたい) 以上のことから、国士節教育は、大

## 三、柴田館長とはこんな教育者

### 愛国?の士が大層養成

柴田館長は学内における一切の政治的活動を禁止するを  
と公表し、クラブ、研究会等にも様々な制約、条件を加え  
ながら、一方においては、柴田館長自ら故日本大学会頭田  
や佐藤栄作等を中心とした「日本会」なる最大の右翼団体  
所屬している。個人的には全勤労働者同盟という右翼的  
共主義の立場をとる政治結社を結成し、会長として君臨して  
いるのである。しかしながらこの程度のことならば、彼自身  
の個人的政治活動として容認される問題であるかも知れな  
い。しかしそれは柴田館長に流入され、戦前、戦中の復讐  
主義、国粋主義、民族主義を踏襲して、右翼団体の組織化を

奨励、「右翼国士節」としての名声を高めて居るようなの  
である。

こうして事実を考えてみると、柴田館長の意図するもの、  
国士節大学の存在意義も明らかになって居るであろう。そ  
れは自民党政府に全面的に擁護される中で、教員の大層生  
を養成、教育界への浸透は政府の文教政策を助けていると思  
われる。それは反日教組の立場からしては許すべからざる  
である。

〈参考〉 学内で活発に行動する右翼団体名、日本学生同  
盟、日本学生連合、国防部、防共挺身隊、憲法大成合同会  
等があり、国士節、等代表される数多くの暴力集団が当局の  
奨励の内に巨大化している。

大学を政争に利用する館長

二 選挙権行使倶楽部 とは柴田館長の発案で結成された九政  
治組織である。柴田館長の主張する天皇制復元に賛成する人  
々の選挙権を有効に行使しようとする組織を政治団体  
であり、学生は強制加入の上、年間二百円位の会費を徴収さ  
れる。又、学生は休学期間に倶楽部の会員五名を獲得するよ  
り義務づけられている。付属高校の生徒も卒業と同時に加入  
することが強制されるなど、在学生の選挙権を事実上剥奪し  
たのである。しかしこのような学長の横暴は数年を経ずして、

上禁止されていたのであるから館長はこれを見逃すはずな  
かった。当然選挙権と男子学生はその場で買収され、責任者  
佐藤栄作へと波及したことは勿論である。(現在柴田氏は病  
床に伏している中で、幸いにもこういふ事件は続発してい  
ない。)

〈参考〉 事件中の会話  
佐藤教授「(殴打されて)何をやるのですか!」  
柴田館長「何をたつていいんだ!こゝは国士節だぞ!」  
佐藤教授「いや、こゝは日本です。」  
柴田館長「生意気な、貴様は免職だ!」

佐藤氏は以前から柴田家の主治医として関係し、同氏は柴  
田館長の要請で教授となつて居た。この殴打事  
件に關して、同教授は東洋倫理部において次のように語って  
いる。『僕が多量に知りすぎているからです。館長はそ  
の道のタカが深く、昔から何處も家庭争論を起こしたりして  
いるのだ。それを僕に知られては困るから、僕の存在がき  
つとメタメタのせいで。』

柴田館長の数々の 肅清劇

昭和三十一年一月一日、佐藤栄作教授が免職、免職の理  
由は、佐藤教授及び三上教授(国士節大学)の両教授が同僚



大学当局は一切口を閉ざし、たゞ国士館、国家再建の中核であれ、と増え、増々右翼勢力集団の確信と優越感を助長させている。

又彼等は心理的に恐怖心を与え、人権意識を抑制するのみにあらず、ある使命をもって、深夜学校周辺をシナイ、木刀等の凶器を持って監視するのである。(この事実を見て、国士館の学生は例外的な、あるいは国士館出身者の多いため、国家警察官は注意することなく、共同の要求を求め、見ればよく日頃仲良く、トローリングすることが確認されている。私達の民主化闘争が公然化してからは警察(鶴川校舎五層所、世田谷校舎四層所)には武器(日本刀、木銃、こん棒等)を隠し生監(警備専門)と一緒に校内に入る学生に学生証の提示などの検問を行ない、一般学生の反発を買っている。具体的には民主化闘争の学友が民主化を呼びかけるビラを頒布すると、彼等右翼警備学生は、一早くかけつけてビラの回収を行ない「赤のビラを渡すな」「日本人ならそのビラをこせ」と呼び、ひたたくのである。最近にあっては、一般学生の非難を恐れてか、持込並と証する調査をした検閲をしないビラ回収が出現している。彼等はその態度も厳格の指示なくとも、衆出教育に批判する学友を、徹底的に自衛的・防衛的に暴力で踏みつけてゆくのである。

### 五、国士館教育に対する

#### 声を聞いてください

##### a 学内の声なき声

恐ろしい大学だ！異常なる教育だ！社会の人々がよく許している／＼の何となく、どうしよう自分自身を通過する大学ではない、一般生活者がどう感じているのか？ 私達は、いったい何がせられておられるのだろうか？ 私達は学園の生の声を聞く為、密かに世田谷校、鶴川分校において約五〇名の学友連に会い調査をした。以下はその結果である。

- (一) 何が不安、不満なのか
  - イ 学生証、前色が強制されている。
  - ロ 学生証制度は何のためにあるのか。
  - ハ 他大との交流が全く禁止されている。
  - ニ 実技演習を強要している。
  - ホ 先輩、後輩の差が礼儀程度を越している。
- (二) 寮生活について(寮生活生のみ)
  - イ 自分の時間が無い。(起床五時)

つて教々の負傷者、あるいは重傷者を出しながらも、警察と馴れ合い、訴えようとする本人父兄をうまく説得、学内学外への事実波及をとりつづけている。

b 個々の問題に寄せられた声なき声

○入学時のある一年生は、入学式の時は驚きました。突然、軍服マツチが振りだすんです。考えたら本当に恐ろしいことなんです。入式と軍服マツチとは何の関係もないのに、あれが公然と認められているんです。余りにも非道義を感じます。あれは自治会で承認されたことなんです。(という問いに私達は自治会は現在ないと言っており、彼等は、)高校でも生徒会があるというのに、それに大学で自治会がない学校なんて……、大学じゃないと思います。

○学生証の声(所収文を再掲せるに当りて)

部長は私が、いまだ若君(後の担任する学生数は百三〇名)全員を退学させられかねないぞ。なにも内容(著書「日本はこうすれば立派な」のこと)を全部読まなくていいから適当にかまけ、書き。

○暴力をうたわれ

クラブ勧誘を受けたくだけた人部をいなしと断りたら断り方

ロリンチ、シキが頻りに行なわれている。

ハ 国士館の寮生活は共同生活に名を借りた団体主義、反共主義の二面顔洗脳道場だ。

以上が全ての学友諸君に共通する問題であった。次に約一年間寮生活を体験した政経学部経済学科三年生の江君に体験談を語ってもらった。(以下江君の話)

「私は高卒卒業後、三年間社会に出て働いたのですが勉強する必要が生じて国士館に入學し同時に寮に入りました。ところが寮生活とりのには驚きました。朝七時に起床し、夜はシキやリンチで二時頃まで寝ては寝る事が出来ませんでした。私がシキを受けた時、その先輩の言葉はこうでした。「国士館では何年、年をくわえていって後輩は後輩らしく先達のいうことを守るのだ」といふんです。とにかく個人の意志、云々いふことも云えないのだ。もし、あることを主張し、先輩に反感を買った場合には、全休責任、同室の者、あるいはその全部屋の同居者の責任)となるので結局退学したりこの状態でから国士館の寮生活者は入学時入寮した者が夏季休暇には約一〇日近く退学するのは当然です。」

ハ付録)大学当局はこの様な寮生活の苦難を知りつつも、民主的寮管理を恐れて、黙認するのみならず暴行によつ

が悪いといって破られた。(政経学部一年生君)

私服でタバコをすっていたら学生証に見つかり新宿駅の人だかりの中で待たせられたら鼻血を流して顔が真っ赤になつたよ！(政経学部二年生君)

○別荘、別荘について

式典の前日別荘なんか、グランドや屋上で行って、彼等の機嫌があまりすねあれくたないね。でも一応出席しているというよりは東儀論理として必修科目だからね……(法政二年生君)

別荘のことだと部長や副学長が来る前に正座をし腹出しなければならぬが精神教育も形骸化すると教員よりがたいね。話の内容は(修身教育、反共教育、民族教育)は別に我々には関係ないことだし、無意味に等しいよ。梵天君(副学長の名前)もラセンセスを知っているけど横山達にガタガタ言われるからやめてんじやないの。彼の気持ちもわかるよな気がする。(文字部二年生君)

あれを(別荘)四年間も聞かされたら例え拒否して聞かぬように努めても「入れれば済む」といって「平和主義者も国士館に入れれば済む。反共主義者にならんじやないか。(政経二年生君)

部長や副学長の連中の言いたいことはだいたい解っているん

だ。「戦前の日本」にもどし他国(ソ連、中国)に負けないうちに大和魂と軍国力をつけようとするのが目標というか……まんなことだと思ふ。誰もまんなに聞いてはいないと思うよ。優等の特権状態は健全だからね。一部の共鳴と、うが共鳴している連中にはもっと勉強してもらいたいよ。(文字部二年生君)

本道にくだらない。そして退屈なものだ。副学長なんか上から(理上)見て解らんのかね。あれだけ多くの学生が、ピピをしたり小説を読んだり、講の人を話していることが、まあ民主化で唯一の抵抗がある状況をつくるのじやないか。皆実質をとりためて通っているのでもう気にしていないうちの思ひな。(文字部三年生君)

以上ほんの一部であるが学友の諸君の率直な意見をのべて見た。いずれにしても特定の学生を除いては、ほとんどどの諸君とも同様な感情で国士館教育を受けていると言えらる。

○ これと紛争のない平和な学園といえるか？

平和な学園が昼夜の強権姿勢、見たら国士館の実態！

国士館大学では新入生を募集するキ、ハ、チ、レ、スとして「紛争のない平和な学園」とか「女子学生も安心して手べ

園と言えらるのか。以上のような語り及ぶることのできる現状の中で私達は暴力のない平和な学園創設のために起ち上がっているのだ。現に私達の民主化闘争、学内正常化闘争は着々と進められ軌道に乗って漸進的に民主化への道を理想を追い求めてその歩みを続けているではないか。大学当局は学内外で続発する暴力事件や私達に対するテロ、リンチの事実をもみ消すのに奔走してはいないか。あらゆる悪と、反動の根拠、国士館学園が告げられる日と近いと確信する。

六 国士館とはこんな大学

街の声から私たちは何を待たか

この街の私達の情直班が去る昭和四年五月二〇日新宿駅付近にて二〇分間におわって取録したテープからの抜粋である。

日本共闘の諸君 (この日彼等は日大闘争のビラ配布カンパ活動をしていった)

国士館の学生をどうのようか

私は小田急を利用して、よく彼等を車中でみかけ

大学」と宣伝している。これはあまりにも高名となつた黒のイメージ(暴力色)を何とか柔らげ学生を集めようとする大学当局の苦肉策である。しかし大学当局が現行私達が要求している全学的事項を受け入れない限りイメージシキはパンフレットだけで終るとは明らかである。常識が通用しない国士館大学といえ、その偽善性、厚顔無恥は甚しい。検閲制度、検閲制度は国防隊以上、昼夜絶えずなくバラバラ(総案)に課された学園(世田谷校舎)は現状の検閲も出現、暴力発達の風潮、言論、出版、集会、研究サークル、学問の自由、あるいは基本的人権は蹂躪され、暴力と強権を以て人権、民主化の芽をつた。教育基本法、憲法、あるいは学校教育法はど吹く風の学生管理、部長の政治思想の強制教化である。後、柴田部長と七の同調者達はがが自分達の全ての政治理念、思想理念、教育理念が日本国に再び根を下すであろうと豪語し、絶対せうしやると絶叫する。教職員も例外にあらず、学生を馬鹿にするかの態度をとる教職員も少なくない。事務職員も、強権な態度は定評のある所である。もっとも彼等は私達の攻撃に当たるが当然なかも知れない。どこをとって平和と言えらるか。どこをとって紛争がないと言えらるか。女性への奇声や卑劣な言動がなされて女子学生に達した学

つて教々の負傷者、あるいは重傷者を出しながらも、警察と馴れ合い、訴えようとする本人父兄をうまく説得、学内学外への事実波及をとりつづけている。

b 個々の問題に寄せられた声なき声

○入学時のある一年生は、入学式の時は驚きました。突然、軍服マツチが振りだすんです。考えたら本当に恐ろしいことなんです。入式と軍服マツチとは何の関係もないのに、あれが公然と認められているんです。余りにも非道義を感じます。あれは自治会で承認されたことなんです。(という問いに私達は自治会は現在ないと言っており、彼等は、)高校でも生徒会があるというのに、それに大学で自治会がない学校なんて……、大学じゃないと思います。

○学生証の声(所収文を再掲せるに当りて)

部長は私が、いまだ若君(後の担任する学生数は百三〇名)全員を退学させられかねないぞ。なにも内容(著書「日本はこうすれば立派な」のこと)を全部読まなくていいから適当にかまけ、書き。

○暴力をうたわれ

クラブ勧誘を受けたくだけた人部をいなしと断りたら断り方

つて教々の負傷者、あるいは重傷者を出しながらも、警察と馴れ合い、訴えようとする本人父兄をうまく説得、学内学外への事実波及をとりつづけている。

b 個々の問題に寄せられた声なき声

○入学時のある一年生は、入学式の時は驚きました。突然、軍服マツチが振りだすんです。考えたら本当に恐ろしいことなんです。入式と軍服マツチとは何の関係もないのに、あれが公然と認められているんです。余りにも非道義を感じます。あれは自治会で承認されたことなんです。(という問いに私達は自治会は現在ないと言っており、彼等は、)高校でも生徒会があるというのに、それに大学で自治会がない学校なんて……、大学じゃないと思います。

○学生証の声(所収文を再掲せるに当りて)

部長は私が、いまだ若君(後の担任する学生数は百三〇名)全員を退学させられかねないぞ。なにも内容(著書「日本はこうすれば立派な」のこと)を全部読まなくていいから適当にかまけ、書き。

○暴力をうたわれ

クラブ勧誘を受けたくだけた人部をいなしと断りたら断り方



△要求事項▽

- 「自治会の設立と教授会の実質運営」
- 「全ての入権確保」
- 「実践倫理の廃止」
- 「学生監制度等の全ての不当検閲制度撤廃」
- 「字内暴力の浄化」
- 「教育研究設備、施設の拡充」
- 「経理の全面公表」
- 「厚生施設の拡充（学食改善を含む）」
- 「学生心得の改正」
- 「学生服の強制着用反対」
- 「精養堂の独占販売を禁止せよ」

以上を要求する。

昭和四六年六月

国士館大學生民主化闘争委員会

2 《座談会》

国士館生は訴える

出席 桑田博（司会）

国士館生数名

「まず国士館に入らなれた動機から」

「取り寄せた要覧に一万五千円で生活できるぞと書いてあったこと、自分が進みたいと思っていた字科が一つあったこと、それが理由です。」

「経済的な理由が主によだけれど、国士館の右翼的保守的な状況が好まなかったか、学校の体面的なことは考えなかつたのですか。」

「いや、全然知らなかつたです。」

「君は、どうか。」

「はっきり言ってすべり止めですね。」

「うん、うん、後つか受けてその中のスベり止めで国士館がひっつかつた。それでスベり止めの工作としては試験日とか手帳も等々を組み合わせるわけだね。」

「ちょうど東京のもう一つ受け九大学と試験日が近かったから。」

「物理的の要件だね。」

「実際にその規律とかについては、多少要覧で割合に厳しいということがわかつたわけですが、本当にこれ程とは思いませんでした。」

「君の場合はどうですか。」

「僕の場合、三月二日に試験を受けました。志望校を落ちてしまい、もう一年浪人しようかどうか考え九わけ

ですが、浪人するよりは教師になりたいという気持がありましたから、この大学でいいんじゃないかと思ひました。あとどこか決まっていたかと探したら三月三日の国士館だけだったわけですね。国士館がどういう大学か等々でもわかっていませんでした。それから試験科目に英語がないんです。それもまた僕にとっては都合がよかつたわけですね。」

「うん、僕も同じだね。」

「君はどうですか。」

「僕の場合は、成るスポーツをやっていたんです。高校の時からはまあ東大会では有望な方でした。僕のやる種目に国士館の成る選手がいてアソ大会にまで出場したことがあった。だからその方面はいいんだらうというところで入つたわけですね。でも実際の練習なんかひどいもので、監督と選手の間にはズレがあるわけですね。」

「そうすると、よく世間の人に国士館の状況を話すと、皆あきれうことを知って入つたんじゃないかという言ひ方をするけれど、ほとんどの人は普通と同じような状況で、別に国士館の体質を知つた上でとか、考えた結果というわけではないんだね。」

「まあ在校生の九八割が地方出身者で、特に北海道と九州が多いというところで全然わかつていないわけですね。」

「たわけです。そして、民主化運動をやっているわけだけれど、それじゃあ入ってどんなことになつたのか具体的にはどうですか。」

「最初ですね、入学式の時に館長の講演があるわけですが、それが終わった後、軍艦マーチですか（笑）あれをやつた時、「終つた後じゃあないだらう、最初だよ。」

「最初ですか、あの時ですね、ビ・クリのし始めは（笑）」

「その前は全員正座して、あんな狭い所に、異様な雰囲気ですね。」

「それは、どこでやったの。」

「下が本でしょう。」

「それで起立させて、ナイ・ドゥ・ガッて言ひますよ（笑）。」

「その人に、ナイ・ドゥ・ガッて聞いたんです。彼も知っています。それなら首を垂れることですよ。それからすぐ教育勅諭でしよ、程度だから、本当にビ・クリしましたか。」

「僕が入つた時、やっぱり入学式がつかつて、都の体育館でやつたわけ。あの当時は式典というよりも、都の体育館でやつた。軍艦マーチのリズムに合わせて、梵天翻字

「僕、寮生活をやっていて、夏まで頑張って田舎へ帰らん、先達のいうことには、他の大学生のチンタラとはどこか違うというんです。それは今考えれば、いわゆる礼儀正しさですよ。」

「なる程ね、礼儀作法とかなんかは頼みたいものでね、そんなものは関係ない。」

「学生心得ですね、まあ外人の前では立小便するなとか（笑）寝にかなんとか書いてある。そんなことか。」

「寮生活なんかは、まあ表と裏のある人間を造る。寮に居る時先輩が見ているからというところで一見真面目にやつて、一度寮を出るとそのク・ア・ン・ア・ンでガラッと人間が変る。そんな人間形成だから人間前では礼儀正しいが裏へ廻れば何をしているかわからないという、まったくヒドイものだと思ひます。」

「何か昔の軍隊の古兵が要領よく立廻って、しかも悪いことをしているという、そんな感じですね。」

「まったくそうですね、それは。」

「国士館に入つて驚くことは……」

「入つた動機はこれであつたけれど、入つてビ・クリし

長が静々と壇の前立って（笑）柴田学長から白い手袋をして教育勅諭の巻物を押載して、それからなり、おもむきに読みあけるわけ。僕らもそれでビ・クリしたわけだけれど……」

「それから驚いたことは？」

「それから続いて国士館大万歳と天皇陛下万歳ですよ（笑）正義万歳（笑）」

「学校の行事は皆驚いたんだけど、学生が全くさつぱいというか、柄が悪いことになつて、ビ・クリしましたね。」

「さつぱい先輩の前では礼儀正しく、通常ではガラッと変つてさつぱいになることか。」

「礼儀正しいということだつて、一部右翼学生先輩後輩間の、オ・ス・ガとかんとかで、ゆきまどいっているわけですね。しかし、一歩、先輩後輩という関係を絶ち切つた場合、ガラッと変つちゃうわけですね。」

「しかし、あの先輩後輩のオ・ス・ガでも、その周りの人はいやになる礼儀正しさというものが、あのオ・ス・ガで代表されることはいやだね。」

「そうですね。我々も、長い期間国士館に居る者でも、やはり気になりますからね。社会人だつたらなかならなことですし。」

「東京駅の来てまで（笑）」

「そのオックスガが一回で終わらないんです、五、六回繰り返してやるんです。」

「田舎の電車の中をひいていよう、あの声。」

「軍事の中でも、どこまでやりますか。それにやらせたいらうか。それならいいですか。」

「今、シゴキということがあるけれど、シゴキの場合どうなるか。」

「まあ僕の場合は、四月の一日か二日が入寮式でした。ね。二五日が入寮式で、その間の三日間は、いわゆるお客様扱いなんです。そして二五日の夜、一年集まって二年生が来るんです。昔、正確な話、お前、今日からお客様扱い、あれえんから国士館生らしくもっさりし、なんというんです。掃除の仕方、挨拶の仕方、いわゆる礼儀作法ですか、それを強制するわけですよ。」

「掃除は、集ってやるわけ、部屋、廊下、便所、各部屋四、五回やるわけ、一年生分担当させてやるわけです。」

「それじゃあ、学校の一般の教員も我々学生にやらせてあげます。実践倫理としてやらせているわけですね。」

「それなら、休むと書いておいて……」

「実践倫理の中に書いてあるものがあるんです。」

「それなら、休むと書いておいて……」

「それなら、休むと書いておいて……」

「それなら、休むと書いておいて……」

「それなら、休むと書いておいて……」

「それなら、休むと書いておいて……」

「それなら、休むと書いておいて……」

### 講義より「実践倫理」

「今、実践倫理が出たから、そのことをまとめて話してあげようか。実践倫理って国士館じゃ必須単位になっているわけですよ。そのテキストとか、その中にどういふものを含んでいるか……」

「実践倫理の主な内容は準備です。これは学校の休暇中でも学生を準備させるので準備させるわけですね。それと争友組ですね。それに所感を書かせる。それから団別というのがある。ホームルームみたいなのがある……」

「それなら、休むと書いておいて……」

「それなら、休むと書いておいて……」

け？

「そうですね。それで補えるわけですね。」

「大体、大学の必修単位で準備とか掃除とかサンクス……」

「まあ、実践倫理なんか我々が自発的にやれば良いことであって強制することじゃない。全然、自主性を無視して……」

「今のところでは、色々なグループが民主化運動を始めたから、学生監も考えて掃除の回数を少なくしたり、考慮しているみたいですね。」

「それは漸行的ではあっても、やはりこうした運動の効果の現われの一つですね。そうして、こうしたもの積み上げて、いずれは実践倫理廃止まで、追い込むことが可能になるかもしれないね。」

「我々もそのつもりでやっていますか。」

### 学内の権力争い

「ほう、僕は横山が右翼と接しているという話は以前から聞いていて、それがそれだけじゃなく、急いで来た場合、やはりそれというところから取り扱ったことがありました。」

「横山は部長よりも急進派だという気がしますが、実際、彼は今、荷気だか何でもいいでしょう。」

「学生の意見だ、校長は全然知らないんじゃないですか。」

「学生監も田舎人とか憲兵、自衛官、警察官が集って、話したりビラとかを配るわけなんです。彼等は経験的にそれを体得しているわけですね。」

「学生監の中には終戦時、銀座でデモをやっていたとか、かかしを収めているんです。」

「学生監も田舎人とか憲兵、自衛官、警察官が集って、話したりビラとかを配るわけなんです。彼等は経験的にそれを体得しているわけですね。」

「学生監の中には終戦時、銀座でデモをやっていたとか、かかしを収めているんです。」

「学生監の中には終戦時、銀座でデモをやっていたとか、かかしを収めているんです。」



### 3 国士館民主化闘争共闘会議の活動

一位の人は、やめていくんではないうか。」  
「二度、あの構持をやらせたら、若さういふ気持になりませぬ。」  
「その構持は、何れも具体的でございませぬ。」  
「式典に列行進をやるわけですが、その時かつ構持で、昔の鉄砲が何れも運搬してあるのだから、国士館では、この構持は、いい、一五メートル位の長さです。」  
「倫理学の逐辺が言ったことがあるのですが、国士館の学生が二万名あれば、左翼がたまたま星野の星野にかしめても、我がが枝でも十分叫び得るって、倫理学の授業の中で言うんですから(笑)。」  
「戦前の倫理学の感覚からしたら当り前です、おかしなならぬじゃないか。」  
「戦前のワルトがそのまゝ戦後に残っているわけで、異常が正常になりつづけるというのが学校の学校で。」  
「民主化闘争のこれから」  
「そういう状況だと民主化運動を掲げていくのも、なかなかしんどいね。さて今後だけれど、とに角、当面の目標とすりか、最低限どうしたいわけ？」  
「まず第一に、実践倫理廃止、故に学生監の廃止ですね。」  
「それからの制服、昔の海軍服みたいな学生服廃止。」  
「それから心理的なことですが、憲法で保障されている人権すべて確保したいです。」  
「現在、学校が認めている右翼的行動に対して、左翼的発言も当然認められるべきだと思つて。」  
「自由な発言という事です。」  
「何一つとつても、文部省が保障してくれようものだけ、ちつと保障してくれないか(笑)。」  
「それに、できれば学友連帯(の学生参加ですね)クラブ一つにして自由でいいし、学生が希望する講座をなんかも自主的に持ちたいし。」  
「すべてにおいて、自由がもつと保障されたいと思つて、非常にしんどいけれど、徐々に徐々に拡大していかなければいけません。」  
「やっぱり、必ず勝つてという事は、目に見えていると思つて、僕らは火つけ役でいい。後、建設するのは一般学生という事です。」  
「大體、反応も出てきましたね。一年やってみようか。」  
「最後、大卒は大学一部管理の物ではなくて、学生のため、大卒であるという事です。」

「学生自身のね、それを忘れてもらっては困ると思つて。」  
「僕は今、こうしてタバコを吸っているけれど、学内では禁煙だし、休憩室とか茶室もなし、学問をするという雰囲気ではありませぬ、国士館は。」  
「教授なんかも学生の授業態度云々するよりも、先ず学生が学問をできるような状況に、少しでも近づけるよ考えるべきだろうね。」  
「かつて、教授にも抗議したことがあるのですが、僕ら民主化の運動をやっているからかえって下手な動きすると、広範囲の連中なんかで感ずかれるとまずいというわけで、あまり追及できませんでした。」  
「まあ、とにかく頑張つてやりましよう。」

一九七一年六月四日  
都内某所に於ける記録

一九七一年四月 国士館民主化闘争共闘会議結成(学内の民主化闘争委員会以降共闘会議の重要な構成員として活動を続けていく)。  
共闘会議は国士館闘争を担う積極的な活動家(集団)の定期的な不定期な集会・討論を続ける中で、主に次のような闘争行動を行なってきた。  
六月五日 国士館民主化闘争勝利総決起集会(於 出山谷区民会館)  
去る四〇年一月に学内民主化闘争の激化の中で不当解雇された桑田・今川両氏の地裁判決を目前に控え、また学内学生の民主化運動の漸進的進歩の中で、支援活動家(集団)一般市民・労働者、学生を含め約二〇〇名が結集して開かれた。

裁判報告や各団体からの決意表明が行なわれた。  
国士館に隣接した会場周辺は、国士館関係者が威嚇的に押迫する状況であった。  
八月二三日 勝利判決出る！  
地裁民事第一一部において開かれた判決公判において、石井健吾裁判長は、桑田・今川両氏の訴えを全面的に認め、「真の解雇理由」を明示するとともに、国士館当局の両氏に対する解雇が不当であると判決した。(判決文参照)  
判決後、共闘会議のメンバーと判決を待望した支援の人は、日比谷公園で総括集会をもち、その後、山手線沿線の丘駅から国士館前まで、デモ行進し、周辺に住民に威嚇的行動を報告するとともに国士館の不当性を改めて訴えた。桑田・今川

川両氏は、就労の意志を国士館側に表明すべく、国士館の正門前に交渉したが、国士館側は、責任者の不在を口実に会見を拒否した。  
九月一日 就労闘争の開始  
始業式当日は、午前〇時半すぎから、今川氏を含め大共闘会議のメンバーは、桑田・今川両氏の就労を要求して正門前で抗議行動(宣伝カーによる宣伝、ビラまき)を展開し、登校する学生諸君に裁判の勝利と両氏の就労の意志を伝えるとともに、九月一日の集会への参加を呼びかけた。しかし、国士館は、今川氏に対しては「ともかく帰れ」と門前をくわせ、ビラまきをする共闘会議のメンバーに対しては多数の国士館生が「関係ない」「帰れ」「殺すぞ」などの威嚇的言動を示した。情状活動は約四〇分間続けられ、約五〇〇枚のビラを撒いたのち引き上げた。その場で世田谷署前中の態度は国士館に威嚇したものと受けとれた。

午前二時半、桑田・今川両氏の就労意志通告とともに支援メンバーがビラを撒きはじめたが、国士館生十数名による防衛(強奪、ける、ビラ奪取など)によって、十数分間三〇〇枚程度のビラを撒いただけで退かざるを得なかった。われわれは改めて、右翼暴力装置を知り、正門前ビラ撒きの困難性を確認した。  
九月一日 桑田・今川裁判勝利報告・国士館民主化闘争総決起集会(於 世田谷区民会館)  
集会は午後六時頃から開かれ、裁判の報告(鈴木弁護士)と、桑田・今川両氏の経過報告、各支援団体からの挨拶などが次々と行なわれた。会場には約一五〇名が結集したが、うち約五〇名は国士館側の学生、学生監、職員などであった。会場の最前列は国士館側が確保し「ぶっ殺してやる」「あとではえづらくな」「イタイ目にあいたか」などの野次によって防衛した。会場入口には右翼、体育会系、運動部、国防部の学生がたむろして暴力的威圧を加え、館長代理横山の指示によって入場する学生・市民・労働者はカメラ・八ミリ等で撮影された。また閉会後、自主的に参加した国士館生の一部は、学生監等によって暴力的に拉致され、学内にて行なわれた。そのような状況の中で集会は、成功裡に打ちとられ、

九月四日 渋谷駅前において、九月一日の集会に向けてのビラ撒きを行なつた。  
九月八日 第三回就労闘争

九月八日 第三回就労闘争

民主化競争に更なる一歩をすすめた。

以上現在までの活動についておまかに報告したが、極度に困難な状況の中で字内の民主化競争委員メンバーは、ピラミッドなどの日常的な活動を着実に展開しており、共闘会議の活動も具体的行動を持続する中から、思想的、戦術的に深化しつつある。

# 4 桑田・今川裁判勝利の報告

## 一、読売新聞 一九七〇年四月二日朝刊より全文掲載 二教師(国士館高校)解雇に無効判決

民主化運動きらった  
学校側の弾圧だ 東京地裁

無断欠勤、ノーネクタイ、カラシシャツを着たことなどを理由に解雇された国士館高校の先生二人が解雇無効を求めた訴訟で、東京地裁民事一部石井健吾裁判官は十三日「無効判決」を出した。

無断欠勤などの解雇理由が虚偽薄弱、真の解雇理由は学校側が学園の民主化運動をきらき、この運動に打撃を与えようがねらっていた。この解雇は、解雇権の乱用である」と国士館側の学校運営を痛烈に批判、解雇無効の判決を下した。先月十九日にも、ボサボサ頭、ノーネクタイ等の理由でクビになった私立高校の先生が、同地裁の判決で解雇の乱用とされ勝訴したケースがあるが、国士館の場合は、裁判所が真の解雇理由まで進んで述べた点が注目される。

解雇されたのは国士館高校(東京都世田谷区世田谷四の二八の三〇の二二)今川八家(はちか)さん、(三五)日野市一(の三〇の二二)今川八家(はちか)さん、(三五)日野市多摩二(の八の二)の両教師二人は四十四年四月、同高校に就職、桑田さんは数学、今川さんは社会科を担当した。その

際、桑田さんらに辞令も交付されず、労働条件、給与体系もはっきりしないため、国士館大学の教授でつくっている「我闘会」としても、学校側に身分保証や期末手当の支給を求めた。

ところが、学校側は四月二十六日、はっきりした理由をつけずに桑田さん、今川さんを含む五人の先生を突然解雇した。これに対し、桑田さん、今川さんの二人は地位保全の仮処分を東京地裁に申請、四月二十六日今川さんの申請を認められたが、桑田さんについては却下された。このため二人は、さらに解雇無効の確認を求める訴訟を起こしていった。

この訴訟の法廷で、国士館側は二人の解雇理由について、無断欠勤、遅刻、タイムレコーダにカードを入れなかったことなどをあげ、とくに桑田さんについては、ノーネクタイにカラシシャツ、サンダルはきという服装が端正な服装をモットーとしていた国士館の服装規律に違反している、という理由もつけ加えた。

石井裁判官は判決文の中で「欠勤については事前連絡があり、遅刻は電車の遅れのため、ノーネクタイなど服装の点も卒業式の写真にノーネクタイのほかの先生がうつっていることからも見て、重大な解雇理由を認べない口実にすぎない」と述べた。

## 二、真の解雇理由は何か (判決文の抜粋)

真の解雇理由は何か

原告らは、本件解雇の真の理由は、原告らが学校運営の民主化等のために活動したことを被告が嫌悪したことにある旨主張するのみで、つき右の点について検討する。

(一) 弁論の全趣旨より真正に成立したものと認める中第八号証ないし第一一五号証、同第一二五号証、成立し争いのない第一一五号証の二ないし五、証人鹿島赤一郎、同高杉善治、後記用しない部分を除く。)および同安高院の各言、原告桑田および同今川(第一四)各本人尋問の結果によれば、つき記の事実が認められ、証人高杉善治の証言中右記に反する部分も信用出来ず、他に右認定を覆すに足りぬ証拠はない。

1 被告法人において、代表者である桑田徳次郎は、被告法人の創立者であり代表者でもあったところから、かねてより学校運営に独裁的ふるまいが多く、また、

と述べた。さらに、同裁判官は「真の解雇理由とは何か」という点にふれ「国士館の創立者の桑田徳次郎理事長は、独断的に学校運営し、教職員労働条件、給与体系が不明確である。そのうえ、桑田理事長は評議会の開催について、同大学の教授に対し、出席すると脅かすことなど、と脅迫、中止を強要した。また同理事長は高校の教諭明礼で、親睦会について、こんな不届きことをたぐらんでいようが、桑田からクラス担当を取り上げる、と発言した。つまり真の解雇理由は、桑田理事長が原告らの親睦会活動をきらい、活動に打撃を与えるのがねらいである。この解雇は解雇権の乱用である」とまとめつけた。

この判決について国士館側は「桑田先生はいまだ行中で連絡がとれません。判決についても何も聞いておりません」というだけで、いっさいノーコメント。桑田徳次郎の証(「国士館で通用しない世間の常識が、裁判所で通じた」と感じます。これで学園民主化運動に貴重な足がかりが得られたわけで、裁判が確定したら、二人とも復讐して教師に戻り、民主化運動も続けたいです。)

教職員労働条件も給与体系も明らかでないなど不明確な点が多かった。昭和四〇年四月上旬、右のような労働条件の不明確に疑問をもった原告今川ら同年度の新任教師約一〇名は、三回にわたり高杉校長代理・山本教頭らに面談し、(イ)辞令の交付、(ロ)給与関係の明確化、(ハ)明確文化された勤務規定の提示を要求したが、被告のいれるところとならなかった。

その後、同じく国士館高校における学校運営方法や労働条件の不明確に疑問をもった原告桑田は、原告今川と知り合い、校外で会合をもち、学校運営の民主化・労働条件の明確化などについて話し合った。そして、右話し合いの結果、被告との交渉の足掛かりとして、丁度時期を迎えた夏期手当の問題を取り上げることにし、原告らが中心となり、昭和四〇年度の新任教師約二〇名が同年六月上旬ごろ高杉校長代理と会談し、夏期手当を支給する意志があるかなど被告の意向をたじた。

5 他方、被告の設置する国士館大学においても、昭和三十九年に発生した三上弘之、佐藤高祐、佐藤英夫の三教授解雇事件を契機として、被告代表者桑田徳次郎の

独裁的な学校運営などに批判的な鹿島宗二郎教授が中心となつて、教授会の構成員が自由に話し合ふため、場としての親睦会が持たれるに至り、昭和四〇年六月六日に第一回の同年七月一日に第二回の会が開かれ、学校運営方法の改善、教員の身分の安定、待遇改善などがなされた。

7 原告は、右のよりの親睦会活動を知り、被告代表者柴田徳次郎は、同年六月六日の第一回会場の直接および同年七月一日の第二回会場の直前、二回にわたり鹿島宗二郎に対し、第二回会合を中止するよう迫つた。

8 同年八月二日、原告柴田は、ある同僚から鹿島宗二郎がまとめた右第一回親睦会についての報告書を示され、国士館大学における親睦会活動の存在を知つた。そこで、同年九月一日、原告柴田が鹿島宗二郎と会い、話し合った結果、双方の活動が同じ目的を以てするものであるから、原告が親睦会に合流し、以後両者が協力して学園の改善に努力することが確約された。

9 原告は、同年一〇月下旬ころ、右親睦会活動の一環として、教職員の身分安定、給与体系および期末手当制度に関するアンケート用紙を国士館大学および同

高校の全教職員に配布し、回答を求めた。

10 その直後の同年二月八日、被告代表者柴田徳次郎は、その自宅に原告柴田を呼び、原告の生活状況などを聞き、国士館高校においては期末手当が支給されないためテレビ、電気洗たく機などの耐久消費財の買換えができていない旨の原告の答へに対し、「それでは、月月より七、八、〇〇円あげればなんとかなりますか」と、ひとり個人的な利益を求め、金銭は最終的に原告に渡す旨の原告の答へに対し、「それでは、個人としての期末手当の支給を求めて、会議は最終的に、全教職員への期末手当の支給を求めて、会議は最終的に、原告らに、柴田は、わたしは団体で、わたしは個人で、意見があつたら直に個人の人ととるへいに来るよ」と述べた。

11 同年一月六日、原告ら出席して第三回の親睦会が開かれた。そこでは、教職員の身分を保障すること、給与体系を確立すること、期末手当の支給を求めると、などが議題とされた。

12 翌七日、被告代表者柴田徳次郎は、鹿島宗二郎を呼び、親睦会の活動を公認すること、次回再開される忘年会を兼ねた親睦会の費用の一部を負担すること、年末手当として給料一ヵ月分を支給することを伝えた。

13 このよりの親睦会活動が被告によつて公認されたため、同年二月六日開催予定の第四回親睦会の案内状には、国士館大学からは鹿島宗二郎の誘ひにより各学部のおもたせ、古参の武田信盛、齊藤浩三両教授が、鹿島宗二郎および原告柴田と並んで、世話人として名を連ねた。

14 ところが、右第四回親睦会の開かれる前日の同年二月五日になつて、被告代表者柴田徳次郎は、前記親睦会をひるがえし、前記案内状に世話人として名を連ねた国士館大学の各教員に対し、電話または口頭で、「親睦会に出席するな」、「出席するものはくびだ」として脅迫するとともに、同じく世話人として名を連ねた国士館高校の武田、齊藤両教授と原告柴田とを個別に呼びつけ、親睦会の開催を中止するよう強要した。武田、齊藤両教授は原告柴田に頼まれて世話人として名を連ねたわけであると弁明してその場を切り抜けたが、原告柴田は石炭田の親睦会開催中止要求を強く拒否した。

15 同年二月六日の朝、国士館高校の教諭朝礼の席に、同日は金曜日であるから通常なら出席するはずのない被

告代表者柴田徳次郎が現われ、同日開催予定の親睦会の前記案内状を片手に持参して示しながら、「こんな不届きなことをやるといふやうがある。齊藤と武田は注意したらすぐあやまったが、柴田はわしのいことをきかぬやうだし、親睦会には許可しない。参加するやうにせよ。柴田はクラス担任を取り上げる。柴田は、先日わしのとこへきて、生活が苦しいなどいふから、七、〇〇〇円上げて約束をしたが、それは取消した。」などと発言して退席した。

16 同日午後三時ころ、被告代表者柴田徳次郎は、原告今川を自宅に呼び、いきなり、校長に告げないから辞めてもらうことにしたいと強要する旨の原告の要求を、具体的な理由の説明を求めた原告に対し、「あなた柴田の悪いもやに関係があるといふのではないか」、「柴田は悪いやつだ。あなた柴田にだまされておるのだ」、「親睦会に出ようとしたことはいけません」、「とにかくあなたに辞めてもらいます。」と述べた。

17 右と同様に、右高校の堀内保九、林成康、牧正行の三教諭も、柴田から解雇を甲し渡されたが、いずれも前記4記載の高杉校長代理との夏期手当の支給などを

めぐる会議に出席し、原告らとともに積極的に発言し、主張した。

18 同年一月六日夕刻から開かれた第四回親睦会には、当初約四十名の出席が予定されていたにもかかわらず、被告代表者柴田徳次郎の右のような態度急変によつて、出席に集まらなかったのは、鹿島宗二郎、原告柴田ら約一三名にとどまり、右原告は、世話人を勤めたいところから、親睦会開始予定時刻の午後五時より約一時間早く、午後四時ころに会場に到着し、待機していた。

19 翌二十七日朝、原告柴田が平常どおり登校すると、教諭朝礼の席に、同日が土曜日であるところから通常なら出席しないはずの被告代表者柴田徳次郎が前日につづいて来たが現われ、右原告に対し、「あれほど注意したにもかかわらず、お前はもりの親睦会に出た。しかも、始まる時間より三〇分も早く会場に行つた。」「などいふ、解雇する旨を告げた。

20 その後の昭和四二年二月一日、親睦会活動の実質的中心人物である鹿島宗二郎も被告代表者柴田徳次郎から解雇を通告された。

以上認定のよりの諸事情、ことに被告代表者柴田徳次郎の言動、たとえば、(昭和四〇年一月二八日被告の主張によれば勤務成績不良の原告柴田に対し昇給をほめかし、(同)いたん親睦会活動を公認しながら、それが公然と活動を始めて、直前につてその開催中止を強要し、(原告柴田および同今川に対する解雇の告知に当たつて、親睦会に出席しあるいは出席しようとしたことが解雇の理由であるかのようにより明らかにしている事実など)かんがみ、かつ、前述のよりの原告らに対する被告主張の解雇理由が解雇理由として極めて薄弱なことを含み、若しくは、原告柴田の真の解雇理由は、原告らが親睦会活動に関係したことを被告が悪意したと認め、右活動に打撃を与えることをねらひたものであると推認するものがある。そして、本件解雇の真の理由が右のよりのものであるとすれば、かかる解雇の意思表示が解雇権の運用といふべきはこれ以上多言を要しない。

被告は、原告らが解雇予告手当の併済のための供託金を受領したことをもつて、本件解雇を承諾したものである旨主張する。ついでこの点について検討する。

(一) 本件解雇の直後原告らが被告から解雇予告手当を受領したことは、原告らが被告に対し雇約上の権利を有することの承認を求めた本訴請求は理由あるものとして認容することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二部  
裁判官 石井 健 吾

12 このよりの親睦会活動が被告によつて公認されたため、同年二月六日開催予定の第四回親睦会の案内状には、国士館大学からは鹿島宗二郎の誘ひにより各学部のおもたせ、古参の武田信盛、齊藤浩三両教授が、鹿島宗二郎および原告柴田と並んで、世話人として名を連ねた。

13 ところが、右第四回親睦会の開かれる前日の同年二月五日になつて、被告代表者柴田徳次郎は、前記親睦会をひるがえし、前記案内状に世話人として名を連ねた国士館大学の各教員に対し、電話または口頭で、「親睦会に出席するな」、「出席するものはくびだ」として脅迫するとともに、同じく世話人として名を連ねた国士館高校の武田、齊藤両教授と原告柴田とを個別に呼びつけ、親睦会の開催を中止するよう強要した。武田、齊藤両教授は原告柴田に頼まれて世話人として名を連ねたわけであると弁明してその場を切り抜けたが、原告柴田は石炭田の親睦会開催中止要求を強く拒否した。

14 同年二月六日の朝、国士館高校の教諭朝礼の席に、同日は金曜日であるから通常なら出席するはずのない被

告代表者柴田徳次郎が現われ、同日開催予定の親睦会の前記案内状を片手に持参して示しながら、「こんな不届きなことをやるといふやうがある。齊藤と武田は注意したらすぐあやまったが、柴田はわしのいことをきかぬやうだし、親睦会には許可しない。参加するやうにせよ。柴田は、先日わしのとこへきて、生活が苦しいなどいふから、七、〇〇〇円上げて約束をしたが、それは取消した。」などと発言して退席した。

15 同日午後三時ころ、被告代表者柴田徳次郎は、原告今川を自宅に呼び、いきなり、校長に告げないから辞めてもらうことにしたいと強要する旨の原告の要求を、具体的な理由の説明を求めた原告に対し、「あなた柴田の悪いもやに関係があるといふのではないか」、「柴田は悪いやつだ。あなた柴田にだまされておるのだ」、「親睦会に出ようとしたことはいけません」、「とにかくあなたに辞めてもらいます。」と述べた。

16 右と同様に、右高校の堀内保九、林成康、牧正行の三教諭も、柴田から解雇を甲し渡されたが、いずれも前記4記載の高杉校長代理との夏期手当の支給などを

めぐる会議に出席し、原告らとともに積極的に発言し、主張した。

17 同年一月六日夕刻から開かれた第四回親睦会には、当初約四十名の出席が予定されていたにもかかわらず、被告代表者柴田徳次郎の右のような態度急変によつて、出席に集まらなかったのは、鹿島宗二郎、原告柴田ら約一三名にとどまり、右原告は、世話人を勤めたいところから、親睦会開始予定時刻の午後五時より約一時間早く、午後四時ころに会場に到着し、待機していた。

18 翌二十七日朝、原告柴田が平常どおり登校すると、教諭朝礼の席に、同日が土曜日であるところから通常なら出席しないはずの被告代表者柴田徳次郎が前日につづいて来たが現われ、右原告に対し、「あれほど注意したにもかかわらず、お前はもりの親睦会に出た。しかも、始まる時間より三〇分も早く会場に行つた。」「などいふ、解雇する旨を告げた。

19 その後の昭和四二年二月一日、親睦会活動の実質的中心人物である鹿島宗二郎も被告代表者柴田徳次郎から解雇を通告された。

以上認定のよりの諸事情、ことに被告代表者柴田徳次郎の言動、たとえば、(昭和四〇年一月二八日被告の主張によれば勤務成績不良の原告柴田に対し昇給をほめかし、(同)いたん親睦会活動を公認しながら、それが公然と活動を始めて、直前につてその開催中止を強要し、(原告柴田および同今川に対する解雇の告知に当たつて、親睦会に出席しあるいは出席しようとしたことが解雇の理由であるかのようにより明らかにしている事実など)かんがみ、かつ、前述のよりの原告らに対する被告主張の解雇理由が解雇理由として極めて薄弱なことを含み、若しくは、原告柴田の真の解雇理由は、原告らが親睦会活動に関係したことを被告が悪意したと認め、右活動に打撃を与えることをねらひたものであると推認するものがある。そして、本件解雇の真の理由が右のよりのものであるとすれば、かかる解雇の意思表示が解雇権の運用といふべきはこれ以上多言を要しない。

被告は、原告らが解雇予告手当の併済のための供託金を受領したことをもつて、本件解雇を承諾したものである旨主張する。ついでこの点について検討する。

(一) 本件解雇の直後原告らが被告から解雇予告手当を受領したことは、原告らが被告に対し雇約上の権利を有することの承認を求めた本訴請求は理由あるものとして認容することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二部  
裁判官 石井 健 吾

被告は、原告らが解雇予告手当の併済のための供託金を受領したことをもつて、本件解雇を承諾したものである旨主張する。ついでこの点について検討する。

(一) 本件解雇の直後原告らが被告から解雇予告手当を受領したことは、原告らが被告に対し雇約上の権利を有することの承認を求めた本訴請求は理由あるものとして認容することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二部  
裁判官 石井 健 吾

被告は、原告らが解雇予告手当の併済のための供託金を受領したことをもつて、本件解雇を承諾したものである旨主張する。ついでこの点について検討する。

(一) 本件解雇の直後原告らが被告から解雇予告手当を受領したことは、原告らが被告に対し雇約上の権利を有することの承認を求めた本訴請求は理由あるものとして認容することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二部  
裁判官 石井 健 吾

あとがき

五月の第一集以降、香田・今田教授の裁判勝利・裁判  
闘争をばねとしつつ、国士館闘争は開かれてきた。もちろ  
ん、国士館闘争は、単に裁判闘争にとどまるものではない  
が、この勝利が、一つの大きな力となって共闘会議第一隊、  
押し上げたことは事実である。この第二集では、主任、こ  
の勝利の報告と、国士館内部の事情を、国士館生の言葉で  
発表することを内容とした。また、本日より、国士館がど  
の旗を学園であるのかを議してもいいと思ふ。そして、  
この「紛争のない平和な学園」の中で、民主化闘争という  
地下道が廻りすめられていることを。

これを讀んだ人は、あるいは笑ひ、あるいはあきれるか  
もしれない。だが、一見、滑稽された別世界のような国士  
館の生徒が、戦後民主主義というものの中で、遂に温存  
され、背られてきたものであることを思ふと、先だあき  
れてたり、笑って片付たりはできない。また、国士館  
の学生は可哀想だて済ませることもできない。朝鮮高校生

に對する暴行の先兵となつてゐる国士館の存在といふもの  
が、日本の教育の、日本の政治の、そして日本人の「実態」  
なのである。国士館の果す「役割」は自明であり、年々、  
その「旗領」は増大してゐるのだ。国士館闘争は、その「  
役割」を、その「旗領」を縮小する闘いである。国士館内  
部からの闘いと共闘、ますます、国士館の壁を外側からつ  
き破る質が迫らされてはならない。打たれたら、今後  
もあらゆる角度から国士館の「旗領」を「引きながら、闘  
争の報告を、第三、第四と続けてゆきたいと思ふ。一人で  
も多くの人が国士館を離れることも、そして共闘会議に結果  
して共に闘つていくことを。」(文責 じ)

国士館民主化闘争 第二集

一九七一年一月三十一日発行 定価二五〇円

国士館民主化闘争共闘会議

連絡先 練馬区北町一―三〇―一三

T 五七 (九三二) 一四九七

桑 田 博